

役員報酬規程

社団法人日本トンネル技術協会
平成20年11月19日 制定(理事会)

(総則)

第1条 社団法人日本トンネル技術協会（以下「本協会」という。）定款第16条第2項の規定に基づき、本協会の常勤の役員（以下「常勤役員」という。）に対する報酬の支給については、この規程の定めるところによる。

(報酬の種類及び内容)

第2条 常勤役員の報酬は、年俸とする。

- 2 常勤役員（3名以内）の年俸の総額は、2,500万円を上限とし、当協会の財政状況等を勘案して会長が決定する。
- 3 常勤役員の報酬は、前項に規定する年俸額の範囲内で、毎月支給する報酬月額及び夏季、年末に支給する特別手当に分けて支給する。

(報酬月額の支給日及び支給方法)

第3条 常勤役員の報酬月額の支給日は、毎月20日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日とする。

- 2 常勤役員の報酬は、法令に基づきその常勤役員の報酬から控除すべきものの金額を控除し、その残額を現金で直接本人に支給する。ただし、本人の申し出に基づき、その者名義の金融機関の口座への振込方法をもって、これに代えることができる。

(新たに常勤役員となった者の報酬月額)

第4条 月の初日以外の日において新たに任命された常勤役員に支給する任命当月分の報酬月額は、それぞれ、第2条に規定する額をその月の土曜日及び日曜日以外の日の数で除して得た額に、その者が常勤役員となった日からその月の末日に至るまでの土曜日及び日曜日以外の日の数を乗じて得た額とする。

(常勤役員でなくなった者の報酬月額)

第5条 月の末日以外の日において退職し、又は解任された常勤役員に支給する退職当月分又は解任当月分の報酬月額は、それぞれ、第2条に規定する額をその月の土曜日及び日曜日以外の日の数で除して得た額に、その月の初日からその者が退職し、又は解任された日までの土曜日及び日曜日以外の日の数を乗じて得た額とする。

- 2 月の末日以外の日において死亡した常勤役員に支給する死亡当月分の報酬月額は、第2条に規定する額の全額とする。

(通勤手当)

第6条 通勤手当は、通勤のための交通機関を利用し、かつ、その運賃を負担することを常例とする常勤役員に対して支給する。

2 通勤手当の額は、支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）とする。

3 通勤手当は、支給単位期間ごとに一括して支給する。

(特別手当)

第7条 特別手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤役員に対して支給する。当該基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した常勤役員についても、同様とする。

2 特別手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した常勤役員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において常勤役員が受けるべき報酬月額に、6月に支給する場合には100分の315、12月に支給する場合には100分の315を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、当該在職期間におけるその者の職務実績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。

一 6箇月	100分の100
二 5箇月以上6箇月未満	100分の80
三 3箇月以上5箇月未満	100分の60
四 3箇月未満	100分の30

3 特別手当の支給日は、6月30日及び12月10日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日とする。

(端数の処理)

第8条 この規程の定めるところによる報酬計算において生じた円未満の端数の処理は、これを切り捨てるものとする。

(実施に関し必要な事項)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

役員退職手当支給規程

社団法人日本トンネル技術協会

平成21年11月19日 制定(理事会)

(総則)

第1条 社団法人日本トンネル技術協会の常勤の役員（以下「常勤役員」という。）に対する退職手当の支給については、この規程の定めるところによる。

(退職手当の支給)

第2条 退職手当は、1年以上在職した常勤役員が退職し、又は解任されたときはその者に、常勤役員が死亡したときはその遺族に支給する。ただし、常勤役員が社団法人日本トンネル技術協定会款第15条の規定により解任されたときは、当該常勤役員には退職手当は支給しない。

(退職手当の額)

第3条 退職手当の額は、在職期間1月につき、常勤役員が退職し、解任され又は死亡した日（以下「退職等の日」という。）におけるその者の報酬月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額とする。ただし、第5条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1月につき、退職等の日における当該異なる役職ごとの報酬月額に100分の12.5の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

2 退職手当の額は、前項に規定する退職手当の額に総会において0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する率（以下「業績勘案率」という。）を乗じて得た額とすることができる。前項ただし書の規定による場合も同様とし、役職ごとに得た額に業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額とすることができる。

(在職期間の計算)

第4条 退職手当の算定の基礎となる在職期間及び役職別期間の月数の計算については、常勤役員の任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数を生じたときは、1月と計算するものとする。

2 前条ただし書の規定による場合において、役職別期間の合計月数が前項の規定により計算した在職期間の在職月数を超えるときは、役職別期間のうち、端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

(再任等の場合の取扱い)

第5条 常勤役員が任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の常勤役員に任命され

たときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了日以前又は任期満了の日の翌日において役職を異にする常勤役員に任命されたときも、同様とする。

(退職手当の支払)

第6条 退職手当は、法令に基づき退職手当から控除すべき金額を控除しその残額を、現金で直接この規定の定めるところによりその支給を受けるべき者に支払うものとする。ただし、支給を受けるべき者からの申し出に基づき、その者の金融機関の口座への振込みの方法によって支払うことができる。

2 退職手当は、特段の事情がない限り退職等の日から1箇月以内に支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第7条 第2条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 配偶者（婚姻の届出をしないが、常勤役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- 二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、常勤役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者
- 三 前号に掲げる者のほか、常勤役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- 四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第二号に該当しない者

2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第二号又は第四号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上あるときは、その人数により等分して支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程の定めるところによる退職手当の計算の結果、100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。

(実施に関し必要な事項)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 「役員等の退職等における特別措置内規」は廃止する。